

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成23年3月3日
【事業年度】	第57期（自平成21年12月1日至平成22年11月30日）
【会社名】	アスカ株式会社
【英訳名】	ASKA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 杉本 篤哉
【本店の所在の場所】	愛知県刈谷市一里山町東吹戸11番地
【電話番号】	0566(36)7771(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 総務・経理・経営管理担当 竹之内 敏昭
【最寄りの連絡場所】	愛知県刈谷市一里山町東吹戸11番地
【電話番号】	0566(36)7771(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 総務・経理・経営管理担当 竹之内 敏昭
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年2月23日に提出した第57期（自平成21年12月1日 至平成22年11月30日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「アスカと関係して良かったと思ってもらえる会社」であり続けるために、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるための組織体制の構築を重要課題と認識しております。

### (2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

経営管理機構及び内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会を毎月開催し、重要事項の決定並びに業務の執行状況を監督しております。

また、毎月上旬に経営審議会を開催し、問題点の早期発見、対策の迅速化など経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、有価証券報告書提出日現在社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役は取締役会をはじめ社内での主要な会議に出席し取締役の職務遂行の監視をするとともに、内部監査を適時実施し助言や提言を行っております。

内部監査の状況

当社は、経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として、社長の直属に監査室（1名）を設置しております。監査室は、監査役と連携し年間の監査計画に基づき継続的に内部監査を実施し、妥当性、効率性を幅広く検証し、監査対象部門に対して監査報告とともに助言や改善提言を行っております。

また、必要に応じ会計監査人と情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人により適切な監査が実施されています。また、同監査法人は、監査の実施結果を監査役会に報告するとともに、必要に応じ監査役と情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。

なお、当事業年度の当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する西松真人、後藤隆行の各氏であり、当該業務にかかわる補助者は、公認会計士8名、会計士補等9名、その他4名であります。

社外取締役及び社外監査役との関係

有価証券報告書提出日現在の社外監査役は2名ですが、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

なお、社外取締役は選任していません。

### (3) 取締役の定数

当社の取締役は18名以内とする旨定款に定めております。

(4) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨定款に定めております。

(5) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当について、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(6) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済情勢等の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(8) 役員報酬の内訳

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員報酬	取締役を支払った報酬	124百万円
	監査役を支払った報酬	9百万円
	計	134百万円

(9) 株式の保有状況

投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

21銘柄 585,415千円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
リゾートトラスト(株)	165,888	216,815	取引関係の維持・強化
応用地質(株)	78,300	50,738	取引関係の維持・強化
(株)愛知銀行	6,800	32,742	取引関係の維持・強化
ニチアス(株)	201,000	80,601	取引関係の維持・強化
パナソニック電工(株)	54,000	58,590	取引関係の維持・強化
マルカキカイ(株)	60,000	34,260	取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	37,000	14,652	取引関係の維持・強化
三菱自動車工業(株)	320,000	36,160	取引関係の維持・強化
(株)百五銀行	27,000	8,802	取引関係の維持・強化
(株)十六銀行	40,000	9,720	取引関係の維持・強化

(10) 取締役に対する業績連動給与の算定方法

法人税法の改正により、一定の要件を満たす利益連動給与が損金として認められることになりましたので、報酬限度額年額350,000千円の枠内のうち、総額200,000千円を限度として業績連動型報酬を採用しております。

支給基準につきましては、監査役会から算定方法について適正である旨を記載した書面の提出を受け、取締役会で決議しております。

支給対象役員は、当該事業年度末及び定時株主総会時に在籍する社内取締役とし、社外取締役及び監査役は対象外としております。

(支給基準)

1. 算定式は次のとおりであります。

業績連動型報酬 = 個別の当期純利益 × 0.17 × (各取締役のポイント / 取締役のポイント合計)

2. 取締役の役職別ポイント及び人数は次のとおりとなります。

	ポイント	取締役の数(人)	ポイント計
会長	10	1	10
社長	10	1	10
専務取締役	5	2	10
常務取締役	4	0	0
取締役	1	5	5
計		9	35

3. 個別の当期純利益が100,000千円未満の場合は支給いたしません。

(訂正後)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「アスカと関係して良かったと思ってもらえる会社」であり続けるために、経営の透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを有効に機能させるための組織体制の構築を重要課題と認識しております。

企業統治の体制

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在社内取締役7名で構成されており、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に取締役会を開催し、重要事項の決定並びに業務の執行状況を監督しております。

また、毎月上旬に経営審議会を開催し、問題点の早期発見、対策の迅速化など経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しております。

内部統制システムについては、取締役会が経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監視する役割を担っております。また、各監査役が客観的な立場から取締役の業務執行を監査するとともに必要に応じて、会計監査人及び顧問弁護士から適宜アドバイスを受けております。

リスク管理体制については、それぞれの対応部署にて、マニュアルの作成、周知徹底を行い、リスクの現実化を未然に防止するように努めております。また、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任者となる取締役を定めることとしております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、経営の合理化、効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として、社長の直属に監査室(1名)を設置しております。監査室は、監査役と連携し年間の監査計画に基づき継続的に内部監査を実施し、妥当性、効率性を幅広く検証し、監査対象部門に対して監査報告とともに助言や改善提言を行っております。

また、監査室、監査役及び会計監査人は、必要に応じて情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。

監査役監査については、当社は監査役制度を採用しており、監査役会は、有価証券報告書提出日現在社外監査役2名を含む4名で構成されております。監査役は、取締役会をはじめ社内の主要な会議に出席し取締役の職務遂行の監視をするとともに、内部監査を適時実施し助言や提言を行っております。

なお、常勤監査役内田陽造は、元経理担当取締役であり、財務及び会計に関する業務に携わっておりました。また、監査役片山主水は、弁護士としての専門的見地及び豊富な経験を有しており当社の業務執行に対する的確な監査を行うことが可能であると判断しております。

社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役の選任は行っておりません。当社の社外監査役は2名であり、当社との間に人的関係、資本的關係又は取引関係はありません。監査役4名中2名を社外監査役とすることで外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

役員報酬等の内訳

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員の 員数(名)
		基本報酬	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役	124,537	108,787	15,750	7
監査役 (社外監査役を除く)	8,870	8,370	500	2
社外役員	600	600	-	3

(注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務役員の使用人分給与は含めておりません。

2. 上記報酬等の額には、平成22年2月23日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名の在任期間中の報酬等の額が含まれております。

ロ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの  
該当事項はありません。

ハ. 役員ごとの報酬等の総額等

当社では、報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

役員の報酬等の額は、株主総会で承認を得た限度額の範囲内で、その具体的金額を取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により決定することにしております。

ホ. 取締役に対する業績連動給与の算定方法

法人税法の改正により、一定の要件を満たす利益連動給与が損金として認められることになりましたので、報酬限度額年額350,000千円の枠内のうち、総額200,000千円を限度として業績連動型報酬を採用しております。支給基準につきましては、監査役会から算定方法について適正である旨を記載した書面の提出を受け、取締役会で決議しております。

支給対象役員は、当該事業年度末及び定時株主総会時に在籍する社内取締役とし、社外取締役及び監査役は対象外としております。

(支給基準)

1. 算定式は次のとおりであります。

$$\text{業績連動型報酬} = \text{個別の当期純利益} \times 0.17 \times (\text{各取締役のポイント} / \text{取締役のポイント合計})$$

2. 取締役の役職別ポイント及び人員は次のとおりとなります。

	ポイント	取締役の数(名)	ポイント計
会長	10	1	10
社長	10	1	10
専務取締役	5	2	10
常務取締役	4	0	0
取締役	1	5	5
計		9	35

3. 個別の当期純利益が100,000千円未満の場合は支給いたしません。

株式の保有状況

イ. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

21銘柄 585,415千円

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (千円)	保有目的
リゾートトラスト(株)	165,888	216,815	取引関係の維持・強化
ニチアス(株)	201,000	80,601	取引関係の維持・強化
パナソニック電工(株)	54,000	58,590	取引関係の維持・強化
応用地質(株)	78,300	50,738	取引関係の維持・強化
三菱自動車工業(株)	320,000	36,160	取引関係の維持・強化
マルカキカイ(株)	60,000	34,260	取引関係の維持・強化
(株)愛知銀行	6,800	32,742	取引関係の維持・強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	37,000	14,652	取引関係の維持・強化
(株)十六銀行	40,000	9,720	取引関係の維持・強化
(株)百五銀行	27,000	8,802	取引関係の維持・強化

ハ. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査に有限責任監査法人トーマツを選任しており、同監査法人により適切な監査が実施されています。

また、同監査法人は、監査の実施結果を監査役会に報告するとともに、必要に応じ監査役と情報交換を行うことにより相互の連携を高めております。

なお、当社の監査業務を執行した業務執行社員及び監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名等
指定有限責任社員 業務執行社員 西松真人	有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員 後藤隆行	

(注) 1. 上記のほか、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 8名、会計士補等 9名、その他 4名であります。

2. 継続監査年数につきましては、全員 7年以内であるため記載を省略しております。

取締役の定数

当社の取締役は18名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

イ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規程により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経済情勢等の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

ロ．剰余金の配当（中間配当）

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当について、取締役会の決議により定めることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。